

会議結果報告書

平成28年12月13日

会議の名称	平成28年度第2回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成28年11月17日(木) 15時25分～17時00分
開催場所	市役所 4階 第1委員会室
出席委員	武藤英夫委員(会長)、大貫結子委員(副会長)、渡邊英敏委員、 爲井俊充委員、鈴木和雄委員、羽賀佳和委員、三角義明委員、 竹前栄二委員 (計 8人)
欠席委員	武藤貴洋委員 (計 1人)
説明員職氏名	(福祉課) 山崎課長、佐々木主幹 (総合窓口課) 石田副課長、(政策推進課) 石川主幹 (長寿応援課) 斉藤主任 (計 5人)
議題	1 諮問事項 (1) 生活保護被保護者の診療報酬明細書の点検、長期入院患者等の台帳整備や統計など医療扶助に係る業務について(報告) (2) 戸籍証明コンビニ交付システム業務委託について(報告) (3) 認知症初期集中支援事業業務委託外部委託について(報告) 2 その他 ・次回審議会開催について ・次期審議会委員の募集について
結果	本諮問案件 (1) については、仕様書について指摘及び修正を受けた。 (2) については、コンビニの住基証明に追加承認された。 (3) 第1回審議会で諮問された事項について、対応方法を報告了承された。 (傍聴者 なし)
事務局職員	菊池課長、高野主幹

審議内容の記録（審議経過、結論等）

開会前に、志木市立学校PTA連合会から推薦の委員の委嘱替えについて、課長より爲井委員に委嘱辞令の伝達。

木下元委員は欠席のため、後日伝達。

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

【諮問事項】

- (1) 生活保護被保護者の診療報酬明細書の点検、長期入院患者等の台帳整備や統計など医療扶助に係る業務について（報告）

会 長）先ず、担当課から本件事業に関する概要説明をしていただき、委員から説明内容につき不明な点の確認をしていただきます。

<説明者>

生活保護医療扶助診療報酬明細書の点検及びレセプト再審査請求等に係る業務を民間に委託するものである。

従来は臨時職員により事務処理をしていたが、退職に伴い後任を募集したものの、応募がおらず、委託することになった経緯を説明。生活保護診療報酬明細書点検等業務委託仕様書の詳細について説明。

委 員）今回委託としているが、臨時職員とどちらが安いのか。

職 員）支出上は委託した方が安価であるが、臨時職員が行っていた業務すべてを委託できたわけでもないので、その点を考えると比較は難しい。

委 員）電子媒体はどういうものなのか。

職 員）原則フロッピディスクである。

委 員）委託先のレセプトを点検する社員について有資格者はいないのではないかと。

職 員）委託先自体がレセプトの点検等の業務委託について、実績もあり、当然業務に携わる社員は有資格者である。

市民病院でも委託をしていた実績がある事業所である。

委 員）データの修正はどのようにするのか。

職 員）データのフロッピに直接修正をして、コピーは作成しないでフロッピを送付している。

委 員）「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」について、第1回審議会でも再委託等が指摘されたところであり、当業務にあった仕様に直したものでなければならない。

データ等の受け渡しにも、誰が誰に渡したか記録を残すようにしなければならない。

職員) 個人情報を取扱う機密情報輸送サービスを利用して、特定の人しか当該情報には携わらないようになっている。

委員) データの受け渡しに記録を残すようにと、指摘をした。
情報漏えいに対応できる業務仕様書に見直すように。

説明職員入れ替え

(2) 戸籍証明コンビニ交付さなければシステム業務委託について(報告)

<説明者>

本事業は、平成 28 年 2 月から稼働しているコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明、課税証明などが発行できるシステムになったが、平成 29 年 1 月より証明書のコンビニ交付ネットワークに、戸籍証明等の発行証明を結合して同様に扱うものである。

委員) 戸籍まで証明事務がコンビニで発行され便利になる。

委員から承認され、審議なしで終了。

説明職員入れ替え

(3) 志木市認知症初期集中支援事業業務の外部委託について(報告)

<説明者>

第 1 回当審議会では答申を受けた個人情報の取扱いに関して、新たに「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を資料提示し説明する。

- ・第 2 条、第 3 条で責任体制の整備をし、管理体制等で基準を定め業務従事者の名簿の提出を規定している。
- ・第 4 条で業務執行場所を特定し、情報の持ち出しの制限をしている。
- ・第 6 条で業務の再委託を禁止し、情報の拡散を防いでいる。
- ・第 8 条では個人情報についての管理について、紙媒体と電子媒体との扱いについて細かく規定をしている。
- ・第 10 条で情報の受け渡しに関して明記している。
- ・その他情報セキュリティ管理について、詳細に明示。

委員) 前回指摘した箇所については、すべて見直しされて、仕様書としても問題なし。
厳正に契約を締結していただきたい。

以上で諮問された案件はすべて終了。

2 その他

事務局から

(1) 次回審議会予定について

- ・2月8日(水)、2月9日(木)を予定
- ・1月に開催通知を送付予定

(2) 次期審議会委員の募集について

- ・現委員の任期が平成29年4月30日までなので、2月の広報などで募集をかける。

3 閉会 17時00分